

平成 30 年第 1 回定例会 県民・スポーツ常任委員会

平成 30 年 3 月 1 日

高橋(稔)委員

最初に私立高校の学費補助制度の拡充についてお伺いしてまいります。

我が会派が繰り返して質問で取り上げてまいりまして、平成 30 年度当初予算にこのように国に先駆けて私立高校の授業料実質無償化が拡大されたことに高く評価をさせていただきたいと思っております。

しかし、昨年行われたアンケートでも、幾つかまだ課題が残っていると認識しておりますので、それらについて伺ってまいります。

冒頭に、早速チラシをつくっていただいて、平成 30 年第 1 回神奈川県県議会定例会の審議を経て決定されますということで、県下の中学校 3 年生にチラシを配布して制度を周知徹底していただいているところですが、問い合わせ状況について確認させてください。

私学振興課長

このたびの学費補助金の拡充につきましては、この春に高校受験する子供たちにできるだけ早くお知らせをするということで、当初予算案を発表いただいた 2 月 7 日以降、県内の公立の中学校 3 年生全員に、学費補助金の増額予定を周知するチラシを配布させていただきました。その後でございますが、私学振興課には主に中学生の保護者から毎日 30 件ほどの問い合わせのお電話を頂いているところでございまして、特に、さきの県立高校の合格発表が行われました 2 月 27 日につきましては、その日 1 日で 98 件の問い合わせを頂いてございます。

問い合わせの内容といたしましては、申請時期とか申請方法でありますとか、補助金の支給の時期、また無償化の具体的な詳細についての問い合わせなどが多く、また年収 590 万円以上の世帯であるが、県外の通学者に対しての補助の拡充はないのかといったような御要望もいただいているところでございます。

高橋(稔)委員

やはり公立高校の発表以降はこの問い合わせが増えるのだろうというふうに思っておりますが、やはり今回の制度拡充は、私学に進学する上で大変なフォローといいますか、追い風といいますか、大変ありがたいことだというふうに認識をしておりますが、新入生が入学してから学費補助金の申請スケジュールについて再度確認させてください。

私学振興課長

県内の私立高校に通学する生徒につきましては、世帯の所得に応じて国の就学支援金とまた県の学費補助金の二つが対象となりまして、こうした支援を実際に受けるためには申請が必要になってまいります。

まず、国の就学支援金の申請でございますが、まず新 1 年生につきましては、4 月に、昨年の課税額を基にしまして 4、5、6 月の 3 箇月分の申請をまずしていただきます。その後、6 月ごろに今年の課税額を基に 7 月から翌年の 6 月の 1 年分について申請をしていただきます。

一方、県の学費補助金の申請につきましては、国の就学支援金の申請と同じ

となります6月ごろに入学金の申請もあわせまして行っております。

なお、申請の手続でございますが、保護者は申請書と必要な住民税課税証明書等の添付書類を学校のほうに提出をしていただきます。また、就学支援金と学費補助金につきましては、保護者にかわって学校が受領して、授業料と相殺をするという仕組みになってございます。

また、両制度ともに年度途中で転編入した生徒等も支給の対象となっております、こちらは年明けの1月まで申請を受け付けているといった状況でございます。

高橋(稔)委員

転編入した子に対してもという答弁があったのですが、それも含めて周知もまたお願いしたいと思います。

先行会派の方からも同様の質問が出ていましたので、私はマスコミ報道でもありました所得区分の基準が住民税額であるため、これはふるさと納税や寄附により税額控除を受けて学費補助申請する人もいるということが報じられておりましたが、制度上の問題がないのかということを確認させていただきます。

私学振興課長

国の就学支援金の受給資格の判定につきましては、家族構成がある程度反映されるということや、また所得の確認にかかる事務負担が少ないでありますとか、生徒・保護者への分かりやすさといったものを考慮して、現在は保護者の市町村税所得割額を基準に用いているところでございます。

しかし、今委員から御指摘のありましたとおり、住宅ローンでありますとか、ふるさと納税等の税額控除がある場合には、基本となります市町村税所得割額に直接影響が出てまいります。また、全国には市民税超過課税など標準税率以外の税率を採用している市町村がございまして、そういった地域にお住まいの場合にはやはりそこにも影響が出てくるということで、判定結果に不公平が生じているという状況になっております。

本県からも、制度本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われますように、受給資格の判定について現在の市町村民税所得割額を基準とする方法から、課税標準など違う指標を基準としたらどうかということ国にも要望しているところでございます。

こうしたことを国のほうも受けまして、就学支援制度の全体を制度の見直しをしている、高校生等への修学支援に関する協力者会議、これは国の会議でございますが、この中においてもその課題の一つとして検討が今進められているということでございますので、県としては国の検討結果を待ちたいというふうに考えております。

高橋(稔)委員

制度を拡大したり、拡充したりする場合に、公平論というのはいろいろな次元でクローズアップされるのですが、もう一つ、昨年私がアンケート結果を私学振興課長に伺ったときに、1,800人弱の方々にお答えいただいたということで、その中で、たしか多子世帯の支援を求める声があったということの答弁があったのですが、今回の学費補助拡充の対象とされなかった年収およそ590万円以上750万円未満の区分には、多子世帯の方々もいらっしゃるのではないか。つ

まり、年収は590万円以上と多いのだが、子供が多ければ、なかなか可処分所得が少なくなるわけです。この多子世帯の状況がどのくらいあるのか伺っておきます。

私学振興課長

私学振興課では、昨年6月に教育費負担の実態や学費補助のニーズ等を把握するために、県内の私立高校6校に通う約1,800名の生徒を対象にアンケートを実施させていただいております。このときのアンケートの結果では、多子世帯の割合は基本的に世帯の所得が多くなればなるほど高くなっていくということでございまして、今回、学費補助拡充の対象とならない年収約590万円以上から750万円未満の世帯、ここにつきましては約8割が2人以上の子供がいる世帯という結果でございました。

高橋(稔)委員

そうしますと、多子世帯ということも今後考えあわせていかないといけないことかなど。やはり、こういう少子化ですから、産み育てやすい環境づくりといたしますか、みんなが健全に健やかに学んで自己実現の可能性を高めていくためにも、学びやすい環境というのは非常に大事なというふうに思うのです。東京都では年収約760万円未満までの世帯の実質無償化が今年度から始まっているわけですが、仮に第二子以降を対象に年収およそ590万円以上750万円未満の世帯を無償化すると、本県ではどのくらいの財政負担が必要になるのでしょうか。

私学振興課長

こちらも仮にということで試算になりますが、平成30年度当初予算では、年収約590万円以上750万円未満の補助対象者を約6,700人と見込んでおります。このうち、第二子以降が何人いるかということになりますが、先ほどのアンケートで約8割の多子世帯があったということでございまして、その中で中学生を除いた15歳以上から23歳の中に、兄弟がいる高校生の割合がどれだけかということになるわけなのですが、この割合につきましては、国がデータを持っておりまして、約32%の割合でいるという、この数字を参考にさせていただきますと、試算いたしますと、先ほど約6,700人の32%で2,100人ぐらいになるということが試算されます。

一方、所得区分につきましては、国の就学支援金と県の補助金を合わせまして、19万3,200円支給しておりますので、無償化には県の平均授業料43万2,000円との差額の23万8,800円の増額が必要になってまいります。この二つの数字を基に、仮に第二子以降を対象に年収約590万円以上750万円未満の世帯を無償化する場合、県の財政負担額を計算しますと約4億3,000万円になるというふうに見込んでいるところでございます。

高橋(稔)委員

アンケートで多子世帯への対応があったわけですが、今回、590万円未満の実質無償化ということで、国に先駆けての実施ということでクローズアップされているのですが、是非、多子世帯、このこともしっかり今後継続して検討していただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

次に、県のDV対策について伺ってまいります。

今定例会で、かながわ男女共同参画推進プラン第4次の改定案が出てきており、いろいろ読ませていただきまして、県のDV対策、女性の活躍ということが大きく言われておりますが、一方でやはり見逃せない問題でありまして、あらゆる暴力の根絶ということが大事かなというふうに思っております。

あわせて、この第4次改定案の1ページでは、DVとともに後段のほうでは、いわゆるJKビジネスの新たな課題ということも触れられておりまして、やはり男女共同参画推進プランにおいては、DVとJKビジネスと、これを一体でやっぱり考えあわせていくべきかなというふうに強く認識をしているところであります。

くしくも38ページには、DVとJKビジネスということが重点目標の3のところに掲げられているわけですので、このことについて伺ってまいりたいと思います。

まず、DVプランに基づいて様々な取組を進めておられますが、最近のDV被害の相談件数や相談内容、一時保護の状況について、何か傾向や特徴があるのか確認させていただきます。

人権男女共同参画課長

県がDV防止法に基づきまして、配偶者暴力相談支援センターを設置しておりますが、そこに寄せられております相談につきましては、平成28年度には延べ4,700件ほど相談が寄せられております。また、その相談件数はここ数年横ばいできておりまして、昨年度は減少の傾向が見られております。ただその一方で、県警察におきますDVの認知件数はここ数年大幅な増加の傾向が見られております。

こうした状況の背景としまして、DVというものが家庭内での単なるもめ事というものではなくて、ちゃんとした犯罪行為ということで認識されるようになってきているのではないかとというふうに考えておりますし、このところのストーカー殺人などの男女を巡る関係での重大事件が発生する中で、入り口的な行政の相談窓口から、警察に直接通報しようという意識の変化があるのではないかとというふうに認識しております。

また、一時保護の状況ですが、近年、精神疾患や知的障害などの方を抱えた複雑な状況を抱えた入所者や子供を同伴するケースなど、対応が非常に困難なケースが増加している状況にあります。その一方で、入所に当たっては、携帯電話の制限や、集団生活になじめないといったような理由から、保護の件数自体は減少傾向にあるという状況もありまして、この辺のところ、女性保護事業全般の流れとして、法的な見直しも含めて、国への働き掛けも行っているところであります。

高橋(稔)委員

DV被害をなくしていくために、被害者支援のみならず未然に防止するという視点が非常に大事だというふうに認識しておりまして、この背景、DVがなぜ行われてしまうのか、これは後ほど伺うJKビジネスのところも背景がやはり重要ではないかなというふうに思っているのですが、特に本県では加害者対策としてDVに悩む男性の相談窓口を開設しているというふうに認識しておりますが、男性加害者からの相談件数の推移等が分かれば伺っておきたいと思

ます。

人権男女共同参画課長

男性加害者からの相談件数の推移ですが、県ではDVに悩む男性のための相談窓口というのを設置しております。また、今後、これとあわせて県の配偶者暴力相談支援センター全体に寄せられたDV法の対象となります男性加害者からの相談件数ということで申しますと、平成26年度は45件、平成27年度は92件、平成28年度は60件、今年度は12月末までの数字が出ておりました、今のところ47件という形で数字は推移しております。

高橋(稔)委員

男性加害者からの相談件数も聞く限りかなり増えているような気もしますが、具体的にどういう特徴があるのか伺うとともに、男性加害者からの相談内容もいろいろあるのでしょうか、その相談窓口でどういう対応を行っているのか、あわせて伺います。

人権男女共同参画課長

まず特徴でございますが、一番多いのは、自分自身の加害行為を直して妻との関係を修復したいといったものが全体の約半分というような状況がございます。また、自分のやっている行為がDVに当たるのかといったことの問い合わせなどが下に続くような件数となっております。

また、男性加害者の中には、精神的な問題が内在されている可能性がある方とか、長年妻からの、いわゆる言葉による暴力に耐えかねて加害行為に及んでしまったといった形で、加害者、被害者両面を持ったようなケースが見受けられております。

さらに、DV加害者の男性の場合、これまで誰にも相談できなかったということや、とにかく話を聞いてもらいたいというようなことで、一応一通り相談員に話をしますと、非常に落ち着かれて、女性に比べるとリピーターの件数も比較的少ないというような状況があると伺っております。

また、それを受けましての窓口の対応ですが、加害者としての認識を持って勇気を持って相談していただいておりますので、まずはそのお気持ちを受け止めた上で、相談を受けております精神保健福祉士が専門的な立場からアドバイスを行っております。具体的には、怒りの感情への対処や、これまでの行動を振り返っていただくというような形のアドバイスをしておりました、場合によっては面接相談につなげるという場合もありますし、自分自身で立ち直りを望まれる方には、民間機関等で行っておりますDV加害者向けの更生プログラムみたいなものを実施しているNPOがございますので、そういったところに御紹介するというような形での対応を図っております。

高橋(稔)委員

男性の支配欲や怒りの感情が抑えられないとか、いろいろなケースがあるのですが、アンガーマネジメントという6秒間我慢しろ、というようなマネジメントもあります。とにかくそういう具体的なことを正に教えていかないと、解決にはつながっていかないかなという思いもあります。かなり重篤なものもあれば、それなりの対応もまた深めていかなければいけないのですが、来年度、このかながわDV防止・被害者支援プランの改定が行われるというこ

とですが、どのような視点から改定作業を進めていくのか確認させていただきます。

人権男女共同参画課長

来年度改定を予定しておりますかながわDV防止・被害者支援プランでは、今申しましたような現状を改めてしっかりと把握しまして、被害者支援に加えまして、DVの未然防止を図るための加害者対策の強化や、あるいは若者の意識啓発、早い段階からの意識啓発などにより、実効性のあるプランとなるような改定作業を進めていきたいと思っております。

また、本年4月の組織再編ではDV対策を所管します人権男女共同参画部門は福祉部門と同じ局になりますので、被害者の生活の自立や安定に向けた支援などについても、よりきめ細かな対応ができるようプランの改定作業を進めていきたいと思っております。

高橋(稔)委員

あわせて、DVとともに38ページに記載されております、いわゆるJKビジネス等に対する取組について青少年保護育成条例改正もあるということですので、あわせて伺ってまいりたいと思っておりますが、先行会派の質問とダブってしまいますので、まずJKビジネスの定義として、警察庁の調査の分類などでは、店名に女子高生とかJKとかいう文字を使用しているというふうにしておりますが、本県の場合はどういう定義を設けているのでしょうか。

青少年課長

まず、今回の条例改正の趣旨につきましては、女子高校生を商品化して青少年の性を売り物にする、いわゆるJKビジネス、この被害から青少年を守ることということが一つの命題になっております。しかしながら、規制の対象につきましては、警察庁等の調査で分類をしておりましたJKビジネスという限定的な範囲に限るわけではございません。JKという言葉、あるいは女子高校生という言葉、店名や用語として使用するとといったことの有無にかかわらず、営業の形態が異性の客に胸や腹などの体を接触させる、あるいは逆に客にさわらせる、あるいは水着姿など性的感情を刺激するような姿態を異性客に見せる、こういったような営業につきましては、そういった名称は使っていないけれども、今回の規制対象というふうに該当することとさせたいと考えております。

そのため、そうしたところでは青少年を接客業務に従事させたり、客とすること、こういったものの禁止を考えているといったところでございます。

高橋(稔)委員

今のお話ですと、学校の制服やそれに類する服を着用しての営業というのは、今回は必ずしも対象にはならないということですか。

青少年課長

今後、条例施行規則の中で細かく定めていく予定ではございますが、喫茶やバー、居酒屋など、こういった飲食店において、学校教育法第一条に規定する中学校や高等学校が指定をいたしておりますいわゆる制服や体操着を、業務の上で従業員に着用させるような場合については、規制対象としたいというふうに考えております。

一方で、量販店等で販売しておりますコスプレ用等の制服、いわゆる指定さ

れているものではないものの着用については、それらしく見えるものであっても、ちょっと規制対象としては難しくなると考えています。

高橋(稔)委員

非常にそこでのすみ分けが難しいなという思いを持っていたわけですが、もう一つ、この青少年保護育成条例の適用されるエリアについて他府県、大阪府なのですが、エリア限定とたしかになっていると思いますが、本県の場合はエリア限定をするのか、また営業の届出などはどうなのか、あわせて伺います。

青少年課長

まず、有害役務提供営業の青少年に対する影響というのは、地域によってそう違いがあるというふうには考えてございません。そのため、風営法のように営業禁止地域を設けて規制をするということではなく、県内全域一律に適用させるというふうに考えてございます。

それから、届出制についてなのですが、この条例の目的につきましては、青少年の健全な育成というところがポイントでございます。JKビジネス等を所管するというような考えではございません。営業者を把握して管理・監督することは考えていないということから、届出制はなじまないものと判断したところでございます。

高橋(稔)委員

本県の青少年保護育成条例を全部読んでみました。この条例の中で、この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は青少年に対しては適用しないと末尾のほうであるのですね。これは、今回の有害役務提供営業を青少年自身が行っていた場合は、処罰の対象とならないというふうに読んでしまっているのか、またあわせて、こうした規定は他府県でも同様なのか確認させていただきます。

青少年課長

青少年が今回有害役務提供営業を行った場合でも処罰の対象としないということになります。これは、今お話しいただいたように、本条例の目的が、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為から青少年を守ることを目的としているというこの青少年保護育成条例の趣旨という観点、したがって、青少年が条例に違反する行為を行った場合は、罰則を科して責任をとるのではなくて、保護・矯正・善導という言葉を使っていますが、こういったことをもって当たることが、この条例の趣旨にかなうと考えたところで、条例にそういう規定がございませぬ。

なお、当課で把握しております限り、他の都道府県の青少年保護育成関係の条例につきましても、おおむね同様に青少年は罰しないという旨の規定があり、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県を含め、多くのところでそういう状況でございます。

高橋(稔)委員

このJKビジネスに関わらないよう青少年自身への自覚、また意識の啓発、こういったことが必要になるというふうに私も思いますが、国ではちょっと角度が違いますが、暴力被害や貧困、孤立など様々な理由で生きづらさを抱える若い女性に対して、2018年度からモデル事業が実施されると認識しています。

公的機関と民間団体が連携して支援を行っていくとのことである。

先ほど、私が背景を考えていかなければならないのではないかということを上申したのは、家出を繰り返したり、行き場がない女性、こういった方々がこのJKビジネスというところに、もし引きずり込まれていってしまったならば、これはなかなか大変憂慮すべき事態かなというふうに思います。公的な支援につながりにくい若い女性への対応強化は、やはり背景として、大都市を抱える本県としては、しっかりこの国のモデル事業について手を挙げていくべきではないかなと思います。急な質問で申しわけないのですが、国で予算がつきましたので、本県でこの手を差し伸べていく、アウトリーチ支援、若い女性への対応、これについてどういうふうに取り組んでいく決意なのか、確認をさせていただきます。

人権男女共同参画課長

今、お話しいただきました国の事業でございますが、私ども人権男女共同参画課で新事業として今回の予算の事業の中に入れさせていただいております。これにつきましては、まだ国のほうに情報をとっているところですが、3月後半に説明会がありまして、各自治体の関係者が集まって、いわゆる申請の方法等について説明があるということです。私どももこれにつきましては非常に有効な事業だと考えておりますので、しっかり手を挙げさせていただいて、モデル事業として数件選ばれるということです。是非神奈川県が採択されるように、申請をしっかりやっていきたいと思っております。